

横須賀市報

第 1926 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

条 例	
◇横須賀市スポーツ振興条例……………	15609
告 示	
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	15610
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	15611
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定管理者の指定について……………	〃
◇横須賀都市計画の変更について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	15612
◇道路区域変更及び供用開始について……………	15613
◇指定管理者の指定について……………	〃
◇指定管理者の指定について……………	〃
◇公募対象公園施設の場所の指定及び公募設置等計画の認定について……………	〃
公 告	
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇行政財産の貸付に係る一般競争入札について……………	〃
◇行政財産の貸付に係る一般競争入札について……………	15614
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇病院事業会計財産の売払に係る一般競争入札について……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇市民税・県民税・森林環境税の納期限変更通知書の公示送達……………	15615
◇行政財産の貸付に係る一般競争入札について……………	〃
◇農用地利用集積等促進計画について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	15617
上下水道局公告	
◇水道事業会計用地の売払に係る一般競争入札について……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の数について……………	〃

条 例

横須賀市スポーツ振興条例をここに公布する。

令和 7 年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第84号 (令和 7 年12月17日)
掲 示 済

横須賀市スポーツ振興条例

スポーツは、心身の健全な発達を促し、豊かな社会を築く基盤となるものであり、全ての人々に喜びと感動を与える世界共

通の文化です。

また、スポーツは自らの体力、年齢、技術、目的等に応じて、生涯にわたり楽しむことができ、これにより市民一人一人の生活の質や幸福度が高まります。

加えて、市民同士の連帯感や地域の絆を強め、地域の活性化及び地域振興に寄与するものです。

こうしたスポーツが生み出す恩恵を市民の誰もが享受する権利があり、それが損なわれることがあってはなりません。障害等の有無にかかわらず、全ての市民が平等にスポーツを楽しむ環境を整えること、また体罰、暴力、その他ハラスメントや事故の危険性を防止し、健全かつ誠実なスポーツ活動を追求できるようにすることが重要です。

さらに、本市は、三方を海に囲まれ、起伏に富んだ地形を有し、豊かな自然環境を生かした様々なスポーツ活動を行うことができます。また、近年では複数のプロスポーツチーム等の拠点整備やeスポーツやアーバンスポーツを含む多様な形態を通じて、新たな価値観の共有やさらなるコミュニケーションの促進の可能性が生まれてきています。これは本市の大きな強みです。

私たちは、スポーツを「する」ことで健康を育み、「みる」ことで感動を共有し、「ささえる」ことで、その魅力を次世代に伝える役割を担っています。

市民、スポーツ関係団体及び市が連携し、本市の持つ強みを最大限に生かし、スポーツが持つ力や可能性を理解し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを核とした活力あるまちづくりを行うため、ここに、横須賀市スポーツ振興条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツを核としたまちづくりの基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、スポーツ振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって市民の心身ともに健康で心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- スポーツとは、心身の健全な発達、健康の保持増進及び体力の向上、精神的な充足感の獲得等のために、個人又は集団により行われる運動競技及び趣味又は健康を目的とする運動、野外活動、レクリエーション等の健康を意識して身体を動かすことをいう。
- 市民とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- スポーツ関係団体とは、市内においてスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動を行う全ての団体をいう。
- スポーツ活動とは、スポーツの実施、指導、観戦、スポーツイベントの運営等のスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動等をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツを核としたまちづくりのために、市民、スポーツ関係団体及び市が協働して、次に掲げる事項を基本として進めなければならない。

- 市民一人一人が自らの健康状態に応じて、スポーツ活動に親しみ健康の保持増進ができること。
- 全ての市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができる機会が確保されるように努めること。
- 障害者が自主的かつ主体的にスポーツ活動を行うことが

できるよう、障害の程度及び特性に応じて必要な配慮がなされるよう努めること。

(4) 市民の安全・安心の確保が図られるとともに、健全かつ誠実なスポーツ活動が実施されるように努めること。

(5) スポーツを通じ、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を促進し、地域の活性化を図ること。

(市の責務)

第 4 条 市は、この条例の基本理念にのっとり、スポーツを核としたまちづくりを推進するため、スポーツ関係団体と連携を図りながら、スポーツ振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、スポーツに対する関心及び理解を深め、自主的かつ積極的にスポーツに親しみ、又は楽しむことにより、心身の健康の保持増進及び体力の向上に努めるものとする。

2 市民は、自らがスポーツ活動の担い手であることを認識し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことにより、スポーツ活動への積極的な参画に努めるものとする。

(スポーツ関係団体の役割)

第 6 条 スポーツ関係団体は、市民がスポーツに親しむことができる機会を提供し、スポーツの普及及び市民のスポーツに関する技能向上のための活動等を通じてスポーツの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ推進計画)

第 7 条 市は、この条例の基本理念の実現を目指すための施策の体系としてスポーツ推進計画を策定するものとする。

2 前項の計画は、市民、スポーツ関係団体その他のスポーツに携わる者の意見を踏まえたものとするよう努めるものとする。

3 スポーツ推進計画は、スポーツをめぐる環境の変化を反映させ、見直しを図るものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第 8 条 市は、市民が日頃からスポーツに親しめるようスポーツ活動への参加を促し、生涯にわたって体力、適性、健康状態等に応じてスポーツ活動を継続することで、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる機会の確保及び環境整備を進めるために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、スポーツと健康の関連性、スポーツ活動を行う上での効果的な方法等について知見を蓄積し、当該知見をもって生涯にわたるスポーツ活動の習慣化を促進することにより、市民の健康保持増進を図るものとする。

(障害者スポーツの推進)

第 9 条 市は、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを共に楽しみ、互いに尊重しつつ体を動かす喜びを感じることができるよう機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、広く市民が障害者スポーツへの関心を高め、理解を深めることができるよう、周知及び交流の促進に努めるものとする。

3 市は、障害者が自主的かつ主体的にスポーツ活動に参加することができるよう、障害者スポーツを実践しているスポーツ関係団体の情報を収集し、スポーツ活動に参加しようとする障害者への情報提供を行うとともに、スポーツ活動に参加できる機会の提供を図るよう努めるものとする。

4 市は、障害者が安全かつ安心してスポーツ活動を行うことができるよう、市のスポーツ施設の積極的なバリアフリー化を推進するものとする。

(子どものスポーツ機会の充実)

第10条 市は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ関係団体、家庭等と連携し、子どもに対するスポーツ活動の機会の提供及び充実に向けた取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもがスポーツ活動に積極的に参加し、生涯にわたりスポーツに親しみ、充実したスポーツ活動を行うことができるよう、科学的知見及び医学的知見を生かしたスポーツに関する知識及び技能の習得に対する支援、スポーツ活動ができる環境の整備、人材の確保その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツにおける健全性等の向上)

第11条 市は、市民がスポーツ活動を行う際に、心身の安全・安心が確保できるよう、体罰、暴力及びその他のハラスメント行為の防止並びにスポーツ事故その他スポーツによって生じる怪我等の防止及び軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。また、マナー及びモラルの向上により、「する」「みる」「ささえる」のあらゆる立場において健全かつ誠実なスポーツ活動の促進を図るものとする。

(スポーツへの関心の醸成)

第12条 市は、スポーツに関する施策を策定するときには、体力、年齢、性別その他の事情にかかわらず、様々な人がスポーツの持つ価値を理解し、及び関心を持ち、スポーツに親しむ機会を得られるよう特に留意するものとする。

2 市は、スポーツ関係団体と連携し、あらゆるスポーツの普及を行い、市民が気軽に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、市民のスポーツへの関心を高めるため、プロスポーツチーム等との連携及び新しいスポーツ文化の創造に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(自然環境を活用したスポーツの普及)

第13条 市は、本市の特性である豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、これを活用したスポーツの普及のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツによる地域振興)

第14条 市は、人と人との世代間交流及び地域間交流並びに国際交流を促進し、地域の活性化及び連帯感の醸成を図るため、スポーツ活動への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、スポーツ関係団体と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、スポーツに関する各種大会並びに競技会、イベント及び合宿の開催又は誘致に積極的に取り組むものとする。また、地域の賑わいや活力の向上につながるよう、その環境整備及び施策の充実にも努めるものとする。

3 市は、スポーツ関係団体と協力して、地域に根差したスポーツ活動を継続して行うことができるようスポーツ活動に寄与する人材の確保及び育成に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 219 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 11月30日	S O M P O ケア 湘 南鷹取 訪問看護	横須賀市湘南鷹取 2 丁目 35 番 5 号	訪問看護	東京都品川区東品川四丁目12番 8 号 S O M P O ケア株式会社 代表取締役 鷲 見 隆 充

横須賀市告示第 220 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 11月30日	福祉相談所 一步一歩	横須賀市野比 4 丁目14番 18号 A	居宅介護支援	横須賀市野比四丁目14番18号 A 合同会社 O n e s t e p 代表社員 高 橋 真結子

横須賀市告示第 221 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 11月30日	S O M P O ケア 湘南鷹取 訪問看護	横須賀市湘南鷹取 2 丁目 35 番 5 号	介護予防訪問看護	東京都品川区東品川四丁目12番 8 号 S O M P O ケア株式会社 代表取締役 鷲 見 隆 充

横須賀市告示第 222 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 12月 1 日	エジソン・キッチン	横須賀市衣笠栄町 2 丁目 66 番地井上店舗 2 F	就労継続支援 B 型	横須賀市坂本町三丁目20番地 株式会社アリストテレス・ジャパ ン 代表取締役 谷 香

横須賀市告示第 223 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 10月31日	ハルヒの丘	横須賀市阿部倉 3 番16号	共同生活援助	鎌倉市台二丁目 8 番 4 号 ようたつ株式会社 代表取締役 天 野 辰 哉

横須賀市告示第 224 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、横須賀市立憩いの家の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
憩いの家条例（昭和50年横須賀市条例第20号）第 2 条に掲げる施設
- 2 指定管理者
横須賀市小川町11番地
一般財団法人シティサポートよこすか
代表理事 竹 内 英 樹
- 3 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで
- 4 管理業務の範囲
(1) 第 1 項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
(2) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 225 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定に基づき横須賀都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により次のとおり告示します。

その都市計画の図書は、横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
横須賀都市計画生産緑地地区	横須賀市阿部倉地内

横須賀市告示第 226 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週

間一般の縦覧に供します。
令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の 名称又は 種類	広告物 等の数量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	4	吉倉町 1 丁目及び浦賀 1 丁目地内	令和 7 年11月 4 日か ら同月 28日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て 2 週 間
立看板等	4	吉倉町 1 丁目及び浦賀 1 丁目地内		

2 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号

- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 227 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。
令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 7 年11月 4 日から 同月28日まで	台 53	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	7	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	15	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	6	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	3	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	0	追浜本町 1 丁目、夏島町、浦郷町 3 丁目、日の出町 2 丁目、上町 1 丁目、公郷町 2 丁目・ 3 丁目、平作 1 丁目、大津町 1 丁目、鴨居 3 丁目・ 4 丁目及び岩戸 3 丁目地内の道路	同
同	1	0	京急田浦駅自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同
同	1	0	浦賀駅第 2 自転車等駐車場	同

2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間

3 返還を受ける方法

- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所

- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先

横須賀市建設部建設総務課

~~~~~

横須賀市告示第 228 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年12月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区                                              | 間 | 敷 地 の 幅 員       | 延 長           |
|-------|-----|------------------------------------------------|---|-----------------|---------------|
| 1,998 | 旧   | 浦賀 1 丁目70番の 2 地先から<br>浦賀 1 丁目80番の 6 地先まで       |   | メートル<br>1.8～2.1 | メートル<br>189.8 |
|       | 新   | 浦賀 1 丁目70番の 2 地先から<br>浦賀 1 丁目82番の 5 地先まで       |   | 2.0             | 7.4           |
| 3,955 | 旧   | 長坂 3 丁目 868 番の 1 地先から<br>長坂 4 丁目 913 番の 1 地先まで |   | 4.3～6.1         | 17.5          |
|       | 新   | 長坂 3 丁目 868 番の 1 地先から<br>長坂 4 丁目 913 番の 1 地先まで |   | 4.3～4.5         | 17.5          |

~~~~~

横須賀市告示第 229 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三笠公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設
都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第 1 に規定する三笠公園

2 指定管理者
横浜市西区みなとみらい 3 丁目 6 番 1 号
よこすか三笠パートナーズ
代表者 大和リース株式会社横浜支社
支社長 寺 田 博 之

3 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和28年 6 月30日まで

4 管理業務の範囲
(1) 第 1 項に掲げる施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関すること。
(2) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他協定に定める業務

~~~~~

横須賀市告示第 230 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、くりはま花の国ほか 1 箇所の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行う施設  
都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）別表第 1 に規定するくりはま花の国及びベリー公園

2 指定管理者  
東京都豊島区南池袋 1 丁目16番15号  
くりはまフラワーパートナーズ  
代表者 西武造園株式会社  
代表取締役 小 川 巧

3 指定期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

4 管理業務の範囲  
(1) 第 1 項に掲げる施設のうち有料で使用させるものの使用の許可に関すること。  
(2) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。  
(3) その他協定に定める業務

~~~~~

~~~~~

横須賀市告示第 231 号（令和 7 年12月25日）  
掲 示 済

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、当該公募設置等計画が適当である旨を認定しました。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 公募設置等計画の対象となる都市公園  
(1) 名称 大矢部みどりの公園  
(2) 位置 横須賀市大矢部 2 丁目15番 1

2 認定計画提出者  
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号  
株式会社日比谷花壇  
代表取締役 宮 島 浩 彰

3 認定をした日  
令和 7 年12月12日

4 認定の有効期間  
令和 9 年 4 月 1 日から令和29年 3 月31日まで

5 指定した公募対象公園施設の場所  
別図のとおり  
(別図略)

~~~~~

公 告

~~~~~

横須賀市公告第 231 号（令和 7 年12月12日）  
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年12月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 税 目                    | 備 考          |
|---------|------------------------|--------------|
| 令和 7 年度 | 固 定 資 産 税<br>都 市 計 画 税 | 定期賦課分及び1月随時分 |

(別紙略)

~~~~~

横須賀市公告第 232 号（令和 7 年12月15日）
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により不動産の貸付けを行います。

令和 7 年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

~~~~~

15613

横須賀市公告第 233 号 (令和 7 年12月15日)  
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により不動産の貸付けを行います。  
令和 7 年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

（次のとおりは略）

横須賀市公告第 234 号 (令和 7 年12月16日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年12月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目        | 備 考                            |
|---------|------------|--------------------------------|
| 令和 7 年度 | 介護保険料納入通知書 | 11月分の納期限は、令和 8 年 1 月 5 日に変更する。 |

（別紙略）

横須賀市公告第 235 号 (令和 7 年12月16日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年12月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日                         |
|---------|-----------|-------|-------------------------------|
| 令和 7 年度 | 介 護 保 険 料 | 6 月 分 | 令和 7 年 7 月30日                 |
|         |           | 7 月 分 | 令和 7 年10月30日                  |
|         |           | 8 月 分 | 令和 7 年 9 月30日<br>令和 7 年10月30日 |
|         |           | 9 月 分 | 令和 7 年10月30日                  |

（別紙略）

横須賀市公告第 236 号 (令和 7 年12月16日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年12月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考                                                                         |
|---------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分                                                                         |
| 令和 7 年度 |                  | 減額分                                                                         |
|         |                  | 10月及び11月分の納期限は、<br>令和 8 年 1 月 5 日、同年 2 月<br>2 日、同年 3 月 2 日及び同月<br>31日に変更する。 |

（別紙略）

横須賀市公告第 237 号 (令和 7 年12月16日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年12月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別     | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|---------|-------|---------------|
| 令和 7 年度 | 国民健康保険料 | 8 月 分 | 令和 7 年 9 月30日 |
|         |         | 9 月 分 | 令和 7 年10月31日  |

（別紙略）

横須賀市公告第 238 号 (令和 7 年12月16日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年12月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別                 | 備 考                            |
|---------|---------------------|--------------------------------|
| 令和 7 年度 | 後期高齢者医療<br>保険料納入通知書 | 11月分の納期限は、令和 8 年 1 月 5 日に変更する。 |

（別紙略）

横須賀市公告第 239 号 (令和 7 年12月16日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 7 年12月16日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別            | 月 別   | 発付年月日        |
|---------|----------------|-------|--------------|
| 令和 7 年度 | 後期高齢者医療<br>保険料 | 9 月 分 | 令和 7 年10月31日 |

（別紙略）

横須賀市公告第 240 号 (令和 7 年12月19日)  
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により病院事業会計財産の売払いを行います。  
令和 7 年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

（次のとおりは略）

横須賀市公告第 241 号 (令和 7 年12月19日)  
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和 7 年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

|                          |                         |                                |                                    |
|--------------------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号 | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号 | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------|

|                             |                          |                              |                                               |
|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------|
| 令和 7 年 9 月 5 日<br>令 7 開第14号 | 令和 7 年12月11日<br>令 7 第17号 | 横須賀市三春町 5 丁目 5 番 1 ほか<br>1 筆 | 横須賀市日の出町一丁目 7 番地<br>株式会社ベルテックス<br>代表取締役 武 田 哲 |
|-----------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------|

~~~~~  
横須賀市公告第 242 号（令和 7 年12月23日）
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年12月23日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 7 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普 通 徴 収)	第 4 期分の納期限は、令和 8 年 1 月13日に変更する。

(別紙略)

~~~~~  
**横須賀市公告第 243 号**（令和 7 年12月25日）  
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の貸付けを行います。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

~~~~~  
横須賀市公告第 244 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101 号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 7 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 780 番、781 番及び 782 番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
三浦市南下浦町上宮田1103番地
鈴 木 茂 徳
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 8 番 1 号
肥 田 武 義
横須賀市長井 2 丁目 8 番 1 号
肥 田 み よ
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 2

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目1545番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 3 丁目22番 9 号
龍 崎 智
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目18番20号
原 田 泰 明
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 3

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目1585番
- 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市秋谷5287番地
新 倉 ケイ子
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 4

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 2 丁目1967番
- 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤 原 信 良
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 9 番30号
佐 野 洋 子
横須賀市池上 3 丁目 6 番 B－ 708 号
嘉 山 節 子
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 5

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目1950番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 8 番20号
原 田 直 樹
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 2 丁目 2 番14号
石 田 町 子
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 6

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 4 丁目3516番 2 及び長井 6 丁目3481番 1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 456 番地 1 シティハイムナガノ A 101
水 野 直 太
- 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 5 丁目33番26号
飯 山 アイ子
- 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名
横浜市中区山下町 2 番地
公益社団法人神奈川県農業会議
会長 持 田 文 男

記の 7

- 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在

横須賀市長井 4 丁目3679番、4150番 2 及び4161番 3 並びに長井 6 丁目3511番及び3515番 1 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林 4 丁目 456 番地 1 シティハイムナガノ A 101 水 野 直 太 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 三浦市三崎町小網代 608 番地 山 森 菊 江 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の 8 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市長井 6 丁目3396番 2 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長井 6 丁目23番10号 湖 水 康 史 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長井 5 丁目28番20号 嘉 山 愛 子 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の 9 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市林 3 丁目40番、4041番 6 、4042番及び4043番 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 逗子市山の根 3 丁目18番16号 天 野 春 彦 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林 2 丁目10番 6 号 長 瀬 勝 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の10 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市林 5 丁目 662 番 1 及び 668 番 1 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長井 3 丁目 6 番19ー 3 号 長 瀬 崇 也 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林 5 丁目 3 番12号 安 田 さゆり 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の11 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市林 3 丁目85番並びに林 5 丁目1251番、1804番及び1805番 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林 2 丁目15番 3 号 鈴 木 秀 幸 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林 4 丁目 451 番地 永 野 美代子 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の	設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の12 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市林 5 丁目1666番 1 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号 岩 沢 清 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば 1 丁目 7 番地の 2 岩 澤 清 泰 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の13 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市林 5 丁目1668番 1 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号 岩 沢 清 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市太田和 1 丁目43番 7 号 永 野 和 子 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の14 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市林 5 丁目1687番 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号 岩 沢 清 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林 5 丁目 1 番 2 号 角 田 武 範 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男 記の15 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在 横須賀市長坂 4 丁目1883番 1 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市芦名 2 丁目22番23号 藤 原 信 良 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長坂 4 丁目17番 1 号 広 瀬 清 川崎市川崎区池上新町 1 丁目 3 番 1 号 広 瀬 光 雄 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名 横浜市中区山下町 2 番地 公益社団法人神奈川県農業会議 会長 持 田 文 男
---	---

横須賀市上下水道局告示第49号
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者

を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和 7 年12月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
694	有限会社杉崎設備工業	杉 崎 誠	高座郡寒川町小谷1530番地	令和 7 年 12月 1 日	令和12年 11月30日

上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第 3 号（令和 7 年12月25日
掲 示 済）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、
次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。
令和 7 年12月25日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之
（次のとおりは略）

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第16号（令和 7 年12月15日
掲 示 済）
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和 7 年12月15日
横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡
1 日時 令和 7 年12月18日午後 3 時30分
2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第63号（令和 7 年12月 1 日
掲 示 済）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条
第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律
第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有
する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80
条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条
第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並び
に市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第
15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次
のとおりです。
令和 7 年12月 1 日
横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫
1 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数 6,483人
2 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数 108,049人
3 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数 54,025人